

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年4月まで

私は、昭和58年11月ごろ会社を退職した時、区役所へ行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により、区役所又は金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した時、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているところ、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを申立期間前後を含めて複数回適切に行っている上、申立人が所持する年金手帳によると、申立期間は強制加入期間であることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、区役所又は金融機関において納付書により納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた区では、納付書による保険料の収納を行っていたことが確認できる上、申立人が保険料を納付していたとする金融機関も申立期間当時から存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除いて未納はないことから、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から同年5月までの期間、同年9月、10年10月、12年12月、及び13年1月から同年12月までのうちの6か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から47年2月まで
② 昭和48年1月から同年8月まで
③ 平成9年4月から同年5月まで
④ 平成9年9月
⑤ 平成10年10月
⑥ 平成12年12月
⑦ 平成13年1月から同年12月までのうち6か月間
⑧ 平成14年1月から同年3月まで
⑨ 平成14年6月から同年8月まで

私は、昭和45年9月に、両親や長姉が国民年金保険料を納付しているので、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付書で区役所窓口や金融機関で納付したはずである。保管している確定申告書（写）にも、国民年金保険料が記載されており、また、申立期間⑦については、半分を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料を納付したとしている申立人の主張については、申立人が所持する平成9年分、10年分、12年分及び13年分の確定申告書（控）の社会保険料控除額欄に国民年金保険料支払額が計上されており、記載された金額は申立期間当時の保険料額と

おおむね一致していることから、申立人は当該確定申告期間に係る期間の保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

- 2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、姉や両親が国民年金保険料を納付しているのを見て、当時居住していた区で国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していたと主張しているが、申立人の姉と父親は、当時厚生年金保険に加入しており、国民年金には加入していないなど、申立人の記憶も必ずしも定かではなく、この当時国民年金に加入していた申立人の母親は、高齢のため証言を得ることができないことから、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録では、平成 16 年 11 月に申立期間①及び②の国民年金被保険者資格の追加が行われていることが確認でき、この期間の前後を通じて申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらないことを踏まえると、申立期間①及び②は、当時は未加入期間であり、国民年金の加入手続きが行われていなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間⑧及び⑨について、平成 14 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に国民年金保険料支払額が計上されているが、記載された金額は、オンライン記録において現年度納付として納付済みとされている 2 か月分の保険料額と一致し、申立期間⑧及び⑨の保険料を含んでいないと考えられること、及び平成 15 年分の確定申告書（控）においても申立期間⑧及び⑨の保険料が過年度納付された旨の記載がないことから、申立期間⑧及び⑨の保険料の納付があったと認めることはできない。

加えて、申立人が申立期間①、②、⑧及び⑨の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成 9 年 4 月から同年 5 月までの期間、同年 9 月、10 年 10 月、12 年 12 月、13 年 1 月から同年 12 月までのうちの 6 か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から41年3月まで

私は、結婚後、私の夫の国民年金保険料を集めに来た集金人に、私の国民年金の加入手続を依頼した。その後の保険料については、私が集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、私の夫の未納期間の保険料をさかのぼって分割納付した際、私の保険料も一緒に納付したと記憶している。申立期間については、一緒に納付していた私の夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、当該期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金に加入した後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとし、その夫の未納期間の保険料をさかのぼって分割納付した際、自分も一緒に保険料を納付したとしている申立人の主張について、特殊台帳によると、その夫は第1回特例納付によると考えられる方法でさかのぼって保険料を納付していることが確認できることから、申立人がその夫と一緒に特例納付により申立期間の保険料を納付したとしても、特段不自然ではない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が一緒に保険料を納付したとするその夫についても、平成3年4月を除き、未納期間はない。

さらに、申立期間後のオンライン記録及び特殊台帳で確認できる期間については、平成元年5月を除き、申立人とその夫の国民年金保険料は同一日に納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金の資格取得日は、本来申立人が20歳になる昭和

37年*月*日とすべきところ、オンライン記録及び特殊台帳によると、41年4月1日とされていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から42年3月まで
② 昭和47年4月から50年3月まで

私は、私の母親から、昭和40年ごろに区役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。申立期間①の国民年金保険料については、母親と私が納付書を使って銀行で納付したはずであり、申立期間②の保険料については、私がさかのぼってまとめて納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和47年4月から50年3月までの期間について、申立人は、さかのぼってまとめて納付したことを憶えていると主張しているところ、当該期間は国民年金の強制加入期間となっていることから、当該期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付により納付することは可能であったが、申立人の被保険者台帳では、当該期間直前の43年4月から47年3月までの期間の保険料のみを第2回特例納付により納付していることが確認でき、当該特例納付を行った時点で、特例納付の保険料額(月額900円)よりも申立期間のうち保険料額が安価な過年度納付(月額550円)を行わなかったとするのは不自然であること、及び申立期間のうち特例納付を行うことが可能であった期間の保険料額は、申立人の主張する金額とおおむね一致することから、申立人は、申立期間について過年度納付及び特例納付を行ったものとするのが自然である。

また、申立人は、申立期間②後の国民年金保険料をすべて納付している上、前納している期間や付加保険料を納付している期間も見られることか

ら、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が昭和 40 年ごろに申立人の国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人は加入当初に発行されたはずの年金手帳を母親から手渡された記憶も無く、加入手続を行ったとしている母親は既に他界しており、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 9 月に職権適用により払い出されていることが確認できることから、この時点では申立期間①の大半は、時効のため保険料を納付することができない期間である上、申立人は、過年度納付等を行った記憶もなく、申立期間を通じて同一区に居住していた申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も認められない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和47年10月から53年10月まで

私は、御近所の方から国民年金制度について教えていただき、昭和47年3月か4月ごろ区役所で加入手続を行った。私が納付すべき46年10月分から60歳に至るまで、毎月現金で、集金人に国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていたが処分してしまった。私は、申立期間①及び②のうち、47年10月から48年3月までの期間が未納とされ、申立期間②のうち、48年4月から53年10月までの期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和47年10月から48年3月までの期間について、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が、47年5月に夫婦連番で払い出されており、一緒に納付したとする申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人の保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金に加入した当初から集金人に国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の番号から申立人の国民年金の加入手続時期を推認すると、昭和47年5月と考えられ、その時点では、申立期間は過年度納付となり、集金人に納付できない期間であり、その夫も保険料が未納となっている。

また、申立期間②のうち、昭和48年4月から53年10月までの期間について、申立人に対して、53年11月ごろに新たな国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立期間の前後を通じて住所に変更はないなど生活状況に特段の変化は認められないにもかかわらず、引き続き保険料を毎月納付していたとする申立人に対し、新たな国民年金手帳記号番号が払い出されるのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②のうち、昭和48年4月から53年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から46年3月まで

私は、国民年金に加入しないまま昭和43年1月に結婚したが、結婚後何年かして、夫の国民年金の保険料の徴収のため家に来ていた女性の集金人に「今からさかのぼって20歳からの保険料をまとめて納付できる。」旨の話を聞いた。そこで私は、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付書で納付し領収書を受け取った。納付金額及び納付場所の記憶はないが、当時私も夫も蓄えがあり、申立期間の保険料をまとめて払える資力はあったため、20歳からの未納期間をすべて払った。申立期間の保険料が未納とされていることは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和43年1月の結婚から何年か後、夫の国民年金保険料の徴収のため自宅を訪れた集金人からの勧めにより国民年金に加入したとしている申立人の主張については、既に国民年金に加入していた申立人の夫の住所変更を47年*月*日に行っている事実が、特殊台帳及び国民年金手帳に記載されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日からみて、申立人は同年同月ごろに申立人の夫の住所変更の手続と併せて自身の国民年金の加入手続を行なったものと考えられることから、特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和47年4月ごろは、第1回特例納付の実施期間中であり、申立人は39年11月から強制加入被保険者とされていることから、申立期間の保険料を納付することは可能であったものと考えられる。

さらに、申立人は、当該集金人から 20 歳にさかのぼって保険料を納付できる旨を聞いたことから国民年金に加入したとしており、その記憶は鮮明で、加入動機も明確であり、申立人及びその夫の双方に保険料を納付するのに十分な貯蓄があったとしていることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間を除いて 60 歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人自身の厚生年金保険から国民年金へ切替手続等も適切に行われていることから、国民年金保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から44年6月まで

私は、昭和42年7月会社を退職し、当時すでに国民年金に加入していた父親の勧めに従い、区役所で厚生年金保険から国民年金へ切替を行った。手続きの際、区役所の窓口で「厚生年金保険から国民年金への切替えをお願いします。」と言ったことをはっきり記憶している。その後、43年*月に結婚のため転居したが、転居先の市で国民年金の手続をどのように行ったかはっきりと思い出すことはできない。申立期間に私が国民年金に加入していなかったとされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和42年7月から43年5月までの期間について、申立人は42年7月に会社を退職した後、父親の勧めに従い、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを区役所で行い、その際に「厚生年金保険から国民年金への切替えをお願いします。」と言ったことを記憶していると主張しているが、その記憶は具体的かつ鮮明であり、実際に切替手続きをする場合の状況とも一致していること及び、申立人の公的年金加入期間において、厚生年金保険から国民年金への切替手続きが生じるのはこの時期だけであることを考え合わせると、同年7月の会社退職後に申立人が国民年金の加入手続きを行ったと考えても不自然ではない。

また、申立人は加入手続後における国民年金保険料の納付方法及び金額等については、はっきり思い出せないとしているが、申立人が当時同居した両親及び長兄は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していること

から、同居親族が申立人に代わって保険料を納付した可能性も考えられる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 43 年 6 月から 44 年 6 月までの期間について、申立人は結婚後、転居し、転入先の市においては、加入手続時に交付された国民年金手帳を持参して国民年金の手続に行ったと述べているが、その時期及び具体的な手続等についての記憶が定かでないことから、住所変更及び種別変更等の状況が不明である。

また、申立人には結婚後の住所地において、昭和 44 年 7 月に国民年金に任意加入したことに伴い新たに国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人が前住所地の国民年金手帳を提示していれば新たな手帳記号番号が払い出されるとは考えにくい。

さらに、申立人は、結婚後の昭和 43 年 6 月以降においては任意加入の対象者であり、44 年 7 月に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得した申立人は、制度上、43 年 6 月にさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 7 月から 43 年 5 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月まで

私は、高校を卒業後の昭和 43 年 4 月に、私の姉の夫の経営する会社に就職し、20 歳になったころ、同社の社長が、私の国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料は、私の姉が、私の給料から徴収して、会社に来ていた集金人に、姉夫婦及び同僚の保険料と一緒に納付していた。私の姉は、私が会社を辞めた 50 年まで、私の保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その姉が、申立人、姉夫婦及び同僚の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の姉及び同僚については、申立期間の保険料が納付済みであり、姉の夫も、申立期間の大半の保険料が納付済みである。

また、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間前後を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後を通じて申立人の住所及び職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 18 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納はないなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年12月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、私が渡したお金で3か月ごとに市役所に行き国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間の保険料について、当時、我々の世代が年金を貰えなくなるという噂を聞いていたので、母親にお金を渡さず納付していなかった。

しかし、母親から納付するように諭されたこともあって、昭和58年か59年ごろ、母親が私を伴って市役所に出向いて、私の手持ちのお金と母親が立て替えたお金を合わせて、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、意識的に一時未納にした後、母親と一緒に市役所に出向いて、昭和58年か59年ごろ、まとめて納付したとする申立人の主張については、納付したとする保険料の金額が、実際に申立期間の保険料を納付する場合に必要な金額とほぼ一致していることから、申立人の主張に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間を除き保険料を納付しており、申立期間当時同居していた父親及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、昭和35年10月に国民年金の資格を取得し、国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその両親は、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

さらに、申立期間は1回、かつ21か月と比較的短期間であり、国民年金保

険料の納付を再開するに当たって、保険料の納付意欲が高い申立人が、未納を認識していた申立期間の保険料をそのままにしておいたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3647

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年7月まで

私は、昭和55年5月ごろに、夫の転勤に伴い、町役場で転入手続を行った際、町役場の職員から勧められ、国民年金の任意加入手続を行ったと思う。国民年金に加入後は、私が、国民年金保険料をずっと納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年5月ごろに、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、同年同月から申立期間直前の56年3月までの期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立期間は、任意加入期間であり、その当時、申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、4か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から同年9月までの期間、同年12月、43年1月から同年2月までの期間及び44年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から45年9月まで

私が20歳になったころ、国民年金制度が発足したことから、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、厚生年金保険の加入期間も含めて母親が納付していた。私が60歳になった時に、社会保険事務所(当時)で年金記録を調べてもらったところ、「申立期間の国民年金保険料については、既に還付済みである。」と言われた。

私は、国民年金保険料の還付請求の手続を行ったことは無く、保険料が還付された記憶も無い。申立期間の国民年金保険料が還付済みとされ、厚生年金保険の加入期間以外の期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の国民年金被保険者台帳では、申立期間の国民年金保険料がいったん収納され、その後、厚生年金保険と国民年金に重複加入していたことにより、厚生年金保険加入期間以外の期間分を含む保険料が還付されたことが確認できるところ、申立期間のうち、昭和41年2月から同年9月までの期間、同年12月、43年1月から同年2月までの期間及び44年6月から同年8月までの期間については、申立人の年金記録は、国民年金に未加入となっているが、申立人は、当該加入期間は強制加入期間で還付される前は納付済みとなっており、誤還付により還付がされたものと認められることから、当該期間については保険料の納付済期間とするのが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 40 年 8 月から 41 年 1 月までの期間、同年 10 月から同年 11 月までの期間、42 年 1 月から同年 12 月までの期間、43 年 3 月から 44 年 5 月までの期間及び同年 9 月から 45 年 9 月までの期間については、申立人が厚生年金保険に加入していた期間であり、申立人の国民年金被保険者台帳には、当該期間の国民年金保険料がいったん収納され、その後還付されたことが記載されており、記載内容に不合理な点はなく、申立人に対する保険料の還付がなされていないことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間の保険料は還付されていたとするのが相当である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 2 月から同年 9 月までの期間、同年 12 月、43 年 1 月から同年 2 月までの期間及び 44 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から42年3月まで
② 昭和44年3月

私の両親は、私が20歳になった時、国民年金の集金人に勧められたことを契機として、市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、私の母親が親子3人分を集金人に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていたり、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間②当時に居住していた市の被保険者名簿では、申立人は申立期間を含む昭和44年1月から同年3月までの3か月の国民年金保険料を同年2月28日に納付していることが確認できる。

また、特殊台帳においても、申立期間②の保険料が一旦納付済みとされた後、取り消された形跡が認められるが、当該保険料が還付されたことをうかがわせる記載はない。

さらに、申立人は、昭和44年4月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、本来であればその際国民年金の被保険者資格を同日付けで喪失させる事務処理が行われるのが通常と考えられるが、同市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳ともに同年3月1日が喪失日と記載されている。しかし、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日を同年3月1日とする理由も見当たらないこと、及び前述のとおり申立期間②の国民年金保険料が還付されていないことから、行政の記録管理に不備があった可能性が考えられる。

2 一方、申立期間①については、申立人が 20 歳になった昭和 39 年に申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は既に他界しており、母親は病気のため証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①の保険料の納付は、申立人が申立期間①当時居住していた市における被保険者名簿において、昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月分の国民年金保険料が同年 8 月 29 日に納付されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号に近い番号が付与された者の加入日からみて、申立人の国民年金の加入手続時期は同年 8 月ごろと推認されることから、その時点で現年度納付が可能な 42 年 4 月分の保険料から開始されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 44 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間、52年4月から同年7月までの期間、52年10月から同年11月までの期間及び53年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和52年4月から同年7月まで
③ 昭和52年10月から同年11月まで
④ 昭和53年2月から同年3月まで

私は、昭和40年5月に会社を退職し、自分で店を始めたことをきっかけに、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、国民年金保険料の納付書が届いたことから、まとめて保険料を納付したことを記憶している。申立期間②、③及び④については、自宅に来た集金人に保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金保険料の納付書が届いたことからまとめて保険料を納付したと主張しているところ、申立人の被保険者台帳には、申立期間①について過年度納付書が発行されたことが記載されていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①の国民年金保険料については、申立期間①の直後の納付済みとなっている昭和46年4月以降の保険料額より一部が安価であることから、申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②、③及び④については、申立人は集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認できることから申立内容と一致する上、

申立期間は、それぞれ4か月、2か月及び2か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は申立期間を除く国民年金保険料はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私が20歳になったところに、私の両親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、両親から未納がないように納付していたと聞いていた。その後、昭和44年10月に結婚をしたことを契機に、義父が私の国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になったところにその両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、未納がないように国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和42年1月ごろと推認できるが、その時点では申立期間①の保険料については過年度納付により納付することは可能であった上、納付済みとされている41年4月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人の両親が申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当初から保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は3か月と短期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は、その義父が申立人と義母二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その義母の申立期間

②の保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人及び義父の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年9月までの期間及び4年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年9月まで
② 平成4年4月から同年11月まで

申立期間当時、前妻が、私の国民年金保険料を納付していた。

保険料を納付できなかった時期もあったが、その分は、後でまとめて納付していた。

確定申告書(控)にも、保険料額が記載されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成元年分から3年分まで及び5年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、申立期間①及び②当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立人は、当該確定申告書(控)に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立期間②は8か月と短期間であり、申立期間①についても18か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間①及び②の前後を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は、申立期間の前後を通じて住所及び仕事の変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成14年12月21日と認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、62万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年9月21日から同年12月21日まで
私が勤務していたA社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成14年9月21日になっているが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、平成14年12月21日と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（15年4月29日）の後の同年5月27日付けで、14年9月21日に遡及^{そきゅう}して訂正されている上、複数の者についても申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、当該訂正処理前の記録から、平成14年12月21日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

さらに、申立期間当時の同僚に照会したところ、回答のあった10名全員が「当時、会社は資金繰りに苦勞しており、給料の遅配や未払が発生し、現在も未払がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成14年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なもの

とは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が当初届け出た同年12月21日であると認められる。

また、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当該訂正処理前のオンライン記録から62万円とすることが妥当と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 18 年 6 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得し、20 年 6 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行つたと認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 6 月 1 日から 20 年 6 月 1 日まで
私は、A 社の命令により、D から E へ行き、昭和 18 年 6 月から 20 年 6 月まで船舶 C に乗船して働いていたが、船員保険の被保険者期間となっていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している A 社 B 支店が昭和 23 年 7 月 29 日に発行した証明書に、申立人が 18 年 6 月に船舶 C に機関員として乗船し、20 年 6 月に徴兵されるまで乗船していたことが記載されていることから、申立人が申立期間に船舶 C に乗船していたことが認められる。

一方、船舶 C に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できない。

しかし、当該被保険者名簿には 53 名の被保険者記録が記載されているが、被保険者氏名及び標準等級を除く記載事項については、生年月日の記載のあるものは 21 名、資格取得日の記載のあるものは 19 名、資格喪失日の記載のあるものは 13 名にとどまっている。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において A 社に係る被保険者記録が確認できる（船舶名は記載なし）同僚は、船員手帳の記載から、当該被保険者記録は、船舶 C に係る記録であることが確認できるところ、上記の被保険者名簿に氏名の記載が無い。

これらのことから、申立期間当時、当該被保険者名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に船員保険被保険者であったと認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日を昭和 18 年 6 月 1 日に、資格喪失日を 20 年 6 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条に基づき、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年9月1日）及び資格取得日（昭和21年4月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を160円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年4月1日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、昭和20年9月1日から21年4月1日までの被保険者記録が無い。夫は15年に同社に正社員として入社し、70歳となった53年*月末まで継続して勤務していた。同社に在職中は労務関係の業務を担当しており、申立期間に同社で働いていたことに間違いなく、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、申立人は、A社において、昭和20年9月1日に資格を喪失後、21年4月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間に係るものが2冊存在するところ、申立人の被保険者記録について、そのうちの1冊は、資格取得日が昭和19年6月1日、資格喪失日が20年9月1日と記載されており、もう1冊は、資格取得日が19年6月1日、資格喪失日は記載されていないが、24年10月の月額変更の記録が記載されており、それぞれ異なった記録となっている。

また、当該2冊の被保険者名簿には、申立人について、昭和21年4月1日資格取得の記録が確認できない上、経年による損傷が激しく、欠番が多数見られるほか、氏名が判読できない者も存在する。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）の記録管理が適切であったとは言い難く、申立人は申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年9月1日）及び資格取得日（昭和21年4月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和20年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、160円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年6月1日から同年10月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、中学校卒業後、学校の紹介で同社に就職し、同社があったB市で数箇月勤務し、同社C工場へ転勤しているので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の社員旅行の写真、申立人が同社に勤務していたとする同僚の証言及び中学校の卒業生台帳の写しから判断すると、申立人が昭和28年4月1日から同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人はB市からD市に転居したためにA社を退職したのでD市からC工場へ通勤したことは無いとしているところ、D市の申立人の住民票から、昭和28年10月26日に申立人がD市の住民になったことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年10月26日までの期間に、A社に勤務していたことが認められる。

また、上記の申立人が提出したA社の社員旅行の写真について、同僚は、昭和28年秋ごろの写真だと述べているところ、当該写真に写っている人数は、同年10月の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名

簿に記載されている被保険者数とおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、申立期間にA社に勤務していた複数の者は、入社後、数箇月は試用期間があり、試用期間は厚生年金保険の被保険者ではなかったとしているところ、申立人と同学年で中学卒業後に同社に入社した複数の者の同社における資格取得日は昭和28年6月1日である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年6月1日から同年10月26日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同学年でA社に入社した複数の者の当該期間における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年6月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年6月1日までの期間については、上述のとおり、複数の者から、A社では試用期間があった旨の供述がある上、申立人と同学年で中学卒業後に同社に入社した複数の者の資格取得日は昭和28年6月1日であることが、オンライン記録から確認できる。

また、申立期間のうち、昭和28年10月26日から30年7月1日までの期間については、上述のとおり、申立人は、D市に転居したためA社を退職し、転居先から同社C工場へ通勤したことは無いとしているところ、D市の申立人の住民票から、28年10月26日に申立人がD市の住民になったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月1日から3年11月30日までの期間に係る標準報酬月額記録については、元年7月から同年12月までは20万円、2年1月及び同年2月は17万円、同年3月から3年10月までは20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月1日から3年11月30日まで
② 平成3年11月30日から同年12月10日ごろまで

私は、平成元年3月にA社に入社したが、勤務した全期間について、標準報酬月額が相違しているのを、調査してほしい。さらに、仕事がなくなったため、3年12月1日から他社へ派遣に行くことを事業主から命じられたが、話が進まず、同年12月に入り7日ほど勤務した後、突然解雇を言い渡されたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いことについても、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管していた給与支払明細書(平成元年8月分から3年12月分まで)により確認できる

事業主が源泉控除していた保険料控除額から、元年7月から同年12月までは20万円、2年1月及び同年2月は17万円、同年3月から3年10月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行ったかは不明としているが、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、申立期間①の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が保管していた給与支払明細書から、A社では厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと考えられるが、元事業主は、「平成3年12月分の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨を供述している。

また、申立人の保管する平成3年12月の給与支払明細書において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 36 年 5 月 1 日）及び資格取得日（昭和 36 年 8 月 1 日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 36 年 1 月に入社し 62 年 7 月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は同社B支社から同社C営業所に転勤した時期で、私は継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に同資格を喪失後、同年 8 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の申立人の上司は、「申立人は、申立期間に継続して勤務していた。」と述べており、かつ、申立人と同期入社でA社B支社において同業務に従事していた者は、「申立人は入社以来、転勤はあったものの、勤務形態や業務内容が変わることなく、退職するまで継続して勤務していた。」と供述している。

また、A社本社において社会保険事務を担当していた者は「A社は、一括適用事業所であり転勤に伴って被保険者資格を喪失させることは考えられない。」と述べているところ、上記の上司及び申立人が、同社B支社か

ら同社C営業所に一緒に転勤したとして名前を挙げた同僚3名は、オンライン記録から申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月及び同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年7月1日から26年6月25日までの期間について、事業主は、申立人が25年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年6月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月2日から27年7月1日まで
② 昭和27年7月1日から28年9月1日まで

私は、先輩の紹介により、Aにおいて昭和24年4月から働き始め、その後数回勤務先の変更を経て、Fに移り、25年6月ごろからはエンジニアとして勤務し27年6月に退職したが、24年9月2日から27年7月1日までの被保険者記録が無い。

また、Aを退職後、Aに出入りしていた業者のB社（現在は、C社）から誘われ、同社には昭和27年7月に入社し、58年12月に退職するまで継続して勤務していた。申立期間について、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、Aの労務管理を行っていたD事務所（申立期間①当時は、E管理事務所）から提出された厚生年金資格確認票により、申立人が、当該期間のうち、昭和25年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年6月25日に同資格を喪失していたことが確認できる。

また、E管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の昭和25年7月1日から26年6月25日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 25 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、26 年 6 月 25 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 24 年 9 月 2 日から 25 年 7 月 1 日までの期間について、上述のとおり、D 事務所から提出された厚生年金資格確認票には、当該期間における申立人の記載は確認できず、申立人は、勤務していた当時の同僚等の氏名を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態が確認できない。

また、申立人が挙げた F における同僚 2 名について上記の被保険者名簿の記録を調査したところ、当該同僚の氏名は見当たらない。

申立期間①のうち、昭和 26 年 6 月 25 日から 27 年 7 月 1 日までの期間について、申立人は当該期間において A に勤務していたと述べている。

しかし、申立人が A の後に勤務したとする B 社の元同僚 2 名は、「申立人は、私が大学の在学中に同社でアルバイトをしていた昭和 26 年ごろに入社してきた。」、「私は、大学を卒業した 26 年の翌年 (27 年) 4 月ごろに B 社に入社したが、その時には既に申立人が同社で勤務していた。申立人は、私より 1 年から 2 年くらい早く入社していたと思う。」と証言している。

また、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、D 事務所においても当時の関係資料は上述の厚生年金資格確認票を除いて保存期間の経過により廃棄しており、申立人の当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 24 年 9 月 2 日から 25 年 7 月 1 日までの期間及び 26 年 6 月 25 日から 27 年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録上、B 社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できず、同社における上記の同僚の一人は、「B 社から C 社に社名変更した当時、申立人から厚生年金保険という制度があるから加入した方が良いという提案があり、C 社が適用事業所となった昭和 28 年 9 月 1 日から厚生年金保険に加入したはずである。」と証言している。

また、申立人は、申立期間②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、C 社は、企業合併があったため当時の関係資料 (人事記録、賃金台帳、

源泉徴収簿等)は保存していないとしており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年7月1日）及び資格取得日（26年3月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和21年7月から22年4月までは360円、同年5月から23年7月までは600円、同年8月は4,500円、同年9月から24年4月までは6,600円、同年5月から26年2月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から26年3月1日まで

夫は、昭和20年3月12日から52年4月12日まで、途中退職や休職することなく継続してA社に勤務しており、申立期間当時は、同社C支社からD県の同社E出張所に転勤していた時期である。給与も申立期間を含め20年から52年まで同社から支払われていた。

申立期間だけ厚生年金保険料を支払わなかったとは考えられず、被保険者であったと認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の人事カードから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間において、転勤によりA社E出張所に勤務していたと述べているところ、B社保管の昭和25年5月1日現在の職員名簿から、申立人が、同日においてA社E出張所に勤務していたことが確認

できる。

さらに、B社保管の事業場分布図から、A社E出張所は同社C支社の管轄であることが確認できることから、申立人は、同社E出張所の従業員は自身を含め2名であったと述べている上、上記の職員名簿にも2名である旨の記載が確認できることから、申立人の申立期間に係る給与は同社E出張所を管轄する同社C支社から支給されていたと考えられる。

加えて、A社E出張所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人の申立期間における被保険者資格は、本来、同社C支社において引き続き有すべきものである。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社E出張所に勤務していた同僚の標準報酬月額の記録から、昭和21年7月から22年4月までは360円、同年5月から23年7月までは600円、同年8月は4,500円、同年9月から24年4月までは6,600円、同年5月から26年2月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年7月から26年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月7日から同年4月21日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年3月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月7日から同年4月21日まで
② 昭和37年5月16日から同年7月1日まで

私は、昭和37年2月25日にA社を退職し、その後1週間ないし2週間後にB社に入社した。

また、昭和37年7月4日にC社に入社したが、B社を退職後3日と空けずに入社した記憶があることから、同社における厚生年金保険被保険者記録が同年4月21日から同年5月16日までとなっているのは誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社において申立期間中の昭和37年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「申立人が共に金型の設計管理部門に勤務していた。」と述べている。

また、申立人の上司は、「申立人は、上記の同僚と共に金型の設計管理部門に勤務していた。」と供述しており、これらのことから、申立人は、申立期間①においてB社に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、上記の上司及び同僚を含めた複数の者は、当時、B社においては試用期間がなかったと述べているところ、これらの者の資格取得日はその者の記憶する入社時期と一致している。

加えて、申立人は、B社に勤務していた期間については、作業内容及び勤務形態に変化は無かったと述べているところ、上司及び同僚も同様に供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、B社における昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、同社は、昭和37年4月21日付けの申立人の資格取得に係る被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を保管していることから、社会保険事務所の記録どおりの取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は昭和37年6月30日までB社に勤務していたと主張しているが、当該期間において同社で被保険者資格を取得した複数の者に聴取したところ、申立人を記憶している者はおらず、申立人もこれらの者を記憶していないと述べている上、同社は「当時の人事記録等の資料は無い。」と回答していることから、申立人が当該期間に勤務していたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月21日から44年1月21日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を43年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から44年1月21日まで
オンライン記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和44年1月21日とされているが、41年7月から同社に勤務していたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び業務内容や事業所の状況を詳細に記憶していることから、申立人が、申立期間のうち、昭和43年1月21日から44年1月21日までの期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、同僚は、「A社は従業員も少なかったことから、従業員は全員が正社員であり、試用期間があったと聞いたことが無い。仮に、試用期間があったとしても、1年も厚生年金保険に加入させていないということはない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月21日から44年1月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の同僚の当該期間におけるA社での社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主の納付義務の履行については、A社は昭和 58 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから照会することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が 44 年 1 月 21 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立期間に係る 43 年 1 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 43 年 1 月 21 日までの期間については、雇用保険の記録は無く、申立人の A 社での勤務期間に係る上記の同僚の記憶も曖昧^{あいまい}なため、申立人の当該期間における同社での在籍を確認できない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を保持していないことから、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年6月1日から26年11月1日までの期間については、A社の事業主は、申立人が同年11月1日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年6月から25年12月までは2,500円、26年1月から同年10月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から27年6月2日まで

私は、昭和23年11月から29年8月までA社の船舶Bに機関員として乗船していた。船員保険の記録では24年6月1日から27年6月2日までの期間の加入記録が無いが、当時、船員保険に加入していなかったとは思えない。保管していた船員手帳においても、勤務していたことが確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年6月1日から26年11月1日までの期間について、申立人が保管していた船員手帳の記載内容から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和24年6月1日と記録されているが、同社に係る船員保険被保険者名簿が2冊確認できるところ、当該2冊の名簿には、申立人について資格喪失日の記載が無く、同様に喪失日の記載が無い者が複数確認できる。

また、上記の2冊の名簿は、更新前の名簿と更新後の名簿であると考えられるところ、更新前の名簿には、資格喪失日の記載が無い者の備考欄に、

申立人のオンライン記録における資格喪失日と同日の 24 年 6 月 1 日と記載されているが、当該日付は、船員保険法によると、船員保険の標準報酬等級の上限が改正された日であることが確認できる。

さらに、更新後の名簿において、申立人の標準報酬等級及び変更年月日欄に、「2611」と記載されており、昭和 26 年 1 月 1 日であると考えられるが、当該記録を前提とすると、申立人が 24 年 6 月 1 日に船員保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

加えて、申立人と同様に資格喪失日の記載が無い者について、オンライン記録を確認したところ、確認できた者の資格喪失日は、同社が適用事業所でなくなった日である昭和 26 年 11 月 1 日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 11 月 1 日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、A 社に係る被保険者名簿の記録から昭和 24 年 6 月から 25 年 12 月までは 2,500 円、26 年 1 月から同年 10 月までは 3,500 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 26 年 11 月 1 日から 27 年 6 月 2 日までの期間について、申立人が保管していた船員手帳から、当該期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、商業登記簿謄本によると、A 社は昭和 26 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所になっていなかったことが確認できる。

また、申立期間に申立人と共に船舶 B に乗船していた同僚は、連絡先不明のため、給与から船員保険の保険料が控除されていたか否かについて証言を得ることができない。

さらに、A 社は既に解散しており、申立期間当時の事業主及び役員の所在も不明であることから、当時の事情について確認できない。

このほか、申立人の昭和 26 年 11 月 1 日から 27 年 6 月 2 日までの期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年1月31日から同年2月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月1日から61年1月31日まで
② 昭和61年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際にもらっていた給料と相違している。給与支給明細書の写しを提出するので、支給されていた給料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、昭和61年1月分の給与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、訂正して被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、給与支給明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人はA社において勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和61年1月の給与支給明細書の厚生年金保険料の控除額から28万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和61年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は、適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、当該期間において法人格を有している

上、申立人及び元事業主が供述している従業員数から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、事業主は、申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、昭和 54 年 8 月 1 日から 61 年 1 月 31 日までの期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人の保管している給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 56 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 57 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 60 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 47 万円であり、一方、当該給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、54 年 8 月から 55 年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 56 年 7 月までは 24 万円、同年 8 月から 60 年 11 月までは 28 万円である。

また、昭和 60 年 12 月分の給与支給明細書は確認できないが、同年 11 月分及び 61 年 1 月分の給与支給明細書から、60 年 12 月の標準報酬月額は 28 万円であると推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 56 年 7 月までは 24 万円、同年 8 月から 60 年 12 月までは 28 万円であり、当該額はオンライン記録の標準報酬月額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年10月12日）及び資格取得日（38年8月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月12日から38年8月1日まで

私は、昭和32年にA社に入社後、33年1月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年4月30日に退職するまで継続して勤務していたが、被保険者記録では、37年10月12日から38年8月1日までの記録が欠落している。当該期間は同社C支店に勤務しており、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B本店において昭和33年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、37年10月12日に資格を喪失後、38年8月1日に同社B本店において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に継続して在籍し、同社C支店に勤務していたと認められる。

また、申立人は、A社B本店から同社C支店に異動した後も、業務内容や勤務形態に変更は無かったと供述しているところ、申立期間当時、同社C支店に勤務していたとする同僚も同様の供述をしている。

さらに、申立期間当時、A社では、同社B本店を除いて厚生年金保険の

適用事業所となっておらず、同社において本支店間で異動があったと供述する複数の同僚の厚生年金保険被保険者の記録は、いずれも同社B本店において継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年10月から38年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月1日から同年5月1日まで
② 昭和38年5月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険被保険者記録によると申立期間①が被保険者期間となっていないが、当該期間はA社で勤務していた。給与支給明細書を提出するので、調査の上、当該期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。また、同社における申立期間②の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、被保険者記録の標準報酬月額と相違しているため、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与支払明細書により、申立人

が昭和 38 年 1 月から A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しにより、事業主が資格取得日を昭和 38 年 5 月 1 日として届け出ていることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 1 月から同年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が提出した給与支払明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（1 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しから判断すると、事業主は、申立人の資格取得時の報酬月額を 1 万 2,000 円として社会保険事務所に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から同年7月1日まで
私は、昭和47年2月1日から現在まで継続してA社に勤務している。
健康保険の資格取得日が昭和47年2月1日になっているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年7月1日になっているのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及びB健康保険組合の記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の総務担当者は、「現在は、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格取得日は入社日としている。申立期間当時も同様の扱いだったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和39年6月1日から46年8月27日までの期間について、A社（現在は、G社）の事業主は、申立人が39年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、46年8月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和39年6月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から40年7月までは4万8,000円、同年8月から41年3月までは6万円、同年4月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から44年10月までは6万円、同年11月から46年7月までは6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から47年3月1日まで

私は、昭和36年3月にA社に就職して、39年6月から47年2月までは、B社C工場の中で勤務していた。その後のD社E工場の中で勤務していた期間については加入記録があるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険記録が抜けている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年6月1日から46年8月27日までの期間について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社の社員として、B社C工場内で勤務していたことが認められる。

また、A社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で同一生年月日の昭和39年6月1日から46年8月27日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であ

り、A社の事業主は、申立人が同社F支店において昭和39年6月1日に被保険者資格を取得し、46年8月27日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和39年6月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から40年7月までは4万8,000円、同年8月から41年3月までは6万円、同年4月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から44年10月までは6万円、同年11月から46年7月までは6万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和46年8月27日から47年3月1日までの期間について、A社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日は46年8月27日となっており、申立人の健康保険被保険者証が返還されているとともに、申立人に健康保険継続療養証明書が交付されていることが確認できる。

また、G社は、申立期間当時の人事記録及び給与関係資料は保存していないと回答しており、申立人も給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和39年4月12日に、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から39年3月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月12日から39年4月12日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、昭和38年4月12日から39年4月12日までの被保険者期間が無い。私は37年3月に学校を卒業して、同年4月1日に同社に正社員として入社した。同社では夜勤を含む交代勤務で製造現場の作業に従事した。事務の仕事がしたいと思い、39年4月11日に同社を退職し、その後、公務員の採用試験を受け、同年7月1日に採用された。申立期間に同社で働いていたことに間違いはなく、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する人事記録に、申立人について「昭和37年4月1日入社、39年4月11日に依願退職」と記載されていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格喪失日は、昭和38年4月12日と記録されているが、同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の記載が確認でき、当該記録を前提とすると、申立人が同年4月12日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、A社は、上記の人事記録から「申立人に係る厚生年金保険被保険

者資格喪失日を昭和 39 年 4 月 12 日として社会保険事務所に届け出たもの
と考える。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 39 年 4
月 12 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認め
られる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保
険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 38 年 4 月から同年 9 月までは
1 万 6,000 円、同年 10 月から 39 年 3 月までは 1 万 8,000 円とすることが
妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 17 日から 38 年 7 月 16 日まで
オンライン記録では、申立期間について、脱退手当金が支払われたことになっているが、私は、A社を退職後すぐに就職活動をし、約2か月後には再就職しており、父が亡くなる昭和40年まで田舎には一度も帰省していない。

また、脱退手当金を受給したとされる時期は、厚生年金保険被保険者であり、結婚するまで転職はあるものの、9年間厚生年金保険に加入し、引き続き婚姻期間は国民年金に加入し、通算して24年間保険料を納付してきた。脱退手当金を請求するはずはないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、支給日直前の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求期間となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は昭和39年6月13日に支給決定されたこととなっているが、申立人は、A社で厚生年金保険の資格を喪失した2か月後には再就職しており、支給時期は厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 58 年 12 月 31 日から 59 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 社（後に B 社に商号変更）に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらったが、実際は継続して勤務しており、毎月の給与から保険料も控除されていた。

給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の A 社の上司及び同僚は、申立人は正社員として当該期間に同社に勤務していたと供述している。

また、申立人の保管する A 社が発行した昭和 56 年 5 月の給与明細書から、申立人が厚生年金保険料を控除されていることが確認できるところ、B 社の社会保険手続担当者は「現在、同社は社会保険料控除については、翌月控除方式である。」と回答している。

さらに、上記の上司及び申立人と同一の業務に従事していたとする者は、「入社したと同時に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人が、同日にA社を退職したとする上司及び同僚は、「私は、昭和58年12月末日までは同社に勤務していなかった。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿では、当該2名の資格喪失日は、申立人と同じく同年12月31日になっている。

また、申立人の保管する昭和58年12月の給与明細書から、1か月分の厚生年金保険料の控除が確認できるが、上述のとおり、B社の社会保険手続担当者は、「現在の同社は、社会保険料控除については、翌月控除方式である。」と回答している。

さらに、B社は既に解散し、当時の事業主は、人事記録等の関連資料を保管していないとしており、このほかに申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社に係る申立期間の標準報酬月額が 18 万円となっているが、申立期間の給与は 41 万円だったと記憶しているため、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 9 月 30 日の後の 6 年 1 月 7 日付けで、18 万円に訂正されている上、申立人と同様に、8 名の被保険者についても標準報酬月額が訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41 万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年12月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月17日から47年1月10日まで
私は、昭和41年4月26日にC社に入社し、46年12月ごろ人事異動により同社が設立したA社で勤務することになった。

その後、A社はC社と合併し、さらにB社に吸収合併されたが、継続して勤務していたことに間違いなく、申立期間の年金記録に欠落があるのは納得ができないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB社発行の「退職証明書」及び同社が提出した「従業員情報」から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和46年12月17日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日と雇用保険の記録における資格取得日がいずれも同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が

誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 47 年 1 月 10 日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 46 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、A社（現在は、B社）本社において、申立人が昭和36年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、平成14年6月30日まで継続して勤務していたが、ねんきん特別便で確認したところ、昭和36年5月1日から37年4月1日までの11か月間の厚生年金保険被保険者記録の欠落があることを知り社会保険事務所に修正を申し立てた。

ところが、修正はされたものの、今度は当初記録されていた昭和36年4月1日から同年5月1日までの1か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落となった。再度調査してこの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社労務部保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、事業主が申立人の被保険者資格取得日を昭和36年4月1日と届け出たことが確認できる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者の、昭和36年4月1日から同年5月1日までの期間についての厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の記録の被保険者番号は、申立人の基礎年金番号と同一の番号であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人がA社本社において昭和 36 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和20年8月15日から21年6月29日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を21年6月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、20年8月から21年3月までは70円、同年4月及び同年5月は120円とすることが必要である。

また、申立期間のうち昭和21年8月21日から22年1月9日までの期間について、D社E支店の事業主は、申立人が21年8月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年1月9日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、21年8月及び同年9月は360円、同年10月から同年12月までは420円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月15日から22年1月9日まで

私は、昭和13年4月1日に、A社に就職し、同社C支店勤務を命じられた。19年10月1日に召集となり21年6月29日に召集解除となった。復員後も同社と他社数社が合併してできたD社E支店に勤務していたが、私の厚生年金保険の記録は、私が召集されている間の20年8月15日までとなっている。D社E支店に勤務していた当時の写真もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和20年8月15日から21年6月29日までの期間について、陸軍F隊が証明する身分証明書及び履歴書から、申立人は、19年

10月1日に陸軍に召集され、21年6月29日に召集解除になったことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人は19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月15日に同資格を喪失している。

しかし、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い上、申立人と同様にA社に在籍中に応召したとする同僚は「応召期間中に解雇されることは無い。」と述べているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、応召期間中において厚生年金保険の記録が継続している。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても年金額の計算の基礎となる被保険者とすべきであるものと考えられる。

以上のことから申立人の資格喪失日は、昭和21年6月29日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年8月から21年3月までは、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の20年7月の記録から70円、21年4月及び同年5月は、同僚の上記被保険者名簿の21年4月の記録から120円とすることが妥当である。

申立期間のうち昭和21年8月21日から22年1月9日までの期間について、申立人から提出された写真及び同僚の供述から、申立人が当該期間にD社E支店に勤務していたことが推認できる。

また、D社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和21年8月21日に被保険者資格を取得し、22年1月9日に同資格を喪失した記録があることが確認できる。

さらに、上記の者の被保険者番号は申立人の被保険者番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和21年8月21日に被保険者資格を取得し、22年1月9日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和21年8月及び同年9月は360円、同年10月から同年12月までは420円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち昭和 21 年 6 月 29 日から同年 8 月 21 日までについて、申立人は、復員した 10 日程度後に職場復帰した旨を供述しているが、B 社は人事記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は不明である旨を回答していることから、申立人が D 社 E 支店に復帰した日を確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月21日から同年5月21日まで

私は、昭和41年4月1日にA社に入社し、平成18年4月1日に退職するまで、転勤はあったものの継続して同社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、同社B工場から同社C工場に転勤した昭和46年4月21日から同年5月21日までの記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書及び社内経歴書から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年4月21日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場における昭和46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月16日から同年10月1日まで

私は、平成4年6月1日にA社（現在は、B社）に入社後、9年9月にC社に転籍し、現在も勤務しているが、オンライン記録では、同年9月16日から同年10月1日までの1か月間の記録が無い。

私はC社に住み込みで勤務しており、あくまでもグループ企業の中における転籍であり一貫して勤務しているので、当該期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び事業主の証言により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成9年9月1日にA社からC社に転籍）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、C社は平成9年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年9月の給与明細書の厚生年金保険料額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に申立人の資格喪失日が平成9年9月16日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における資格取得日に係る記録を平成14年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月21日から同年7月21日まで

私は、平成14年4月1日にA社に入社後、会社の都合により同年6月21日にB社（A社の営業所）に移籍させられ、15年3月21日まで勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録では、平成14年6月21日から同年7月21日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社会保険加入証明書及び給与支給額一覧表により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成14年6月21日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立期間に係る給与支給額一覧表から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は申立てどおりの届出を行っていないとしており、また、B社が保管する被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成14年7月21日と記載されていることが確認できることから、事業主が同

日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月31日から同年11月5日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が被保険者期間となっていないが、昭和38年4月から平成12年3月31日までの期間、何回かの転勤はあったものの、A社（現在は、B社）に継続して勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料も控除されていた。
給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、同社の保管する人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年11月5日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はオンライン記録のと通りの届出を行ったとすることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っ

たものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和27年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年6月26日から同年7月1日まで

私は、A社B支店において昭和27年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、実際は同年7月1日に、同社B支店から同社C支店に転勤した。申立期間に勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員原簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に昭和26年4月2日から継続して勤務し（昭和27年7月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和27年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年10月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年5月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、21年10月から22年5月までは270円、同年6月から同年8月までは400円、同年9月から23年4月までは600円とすることが必要である。

また、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和23年5月24日と認められることから、上記訂正後の資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月10日から23年5月24日まで
私は、昭和21年10月にA社へ入社し、研修期間終了後、同社B支店へ転勤となった。その後、数箇所転勤したが、53年12月31日まで同社で勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社B支店に勤務していた間の記録が抜けているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同生年月日の者の、昭和21年10月10日から23年5月10日までの期間に係る基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和21年10月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年5月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事

務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和21年10月から22年5月までは270円、同年6月から8月までは400円、同年9月から23年4月までは600円とすることが妥当である。

また、A社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人の同社B支店における資格喪失日は昭和23年5月24日と認められることから、上記の申立人の被保険者記録における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
厚生年金保険被保険者記録において、昭和45年11月15日から同年12月16日までの期間が無いが、私は、38年4月にA社に入社し、平成16年12月に退職するまで継続して勤務していた。調査の上、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録の写し、在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間に継続して同社に勤務し（昭和45年11月15日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月

私は、平成13年10月ごろに会社を退職した後に、母親と社会保険事務所（当時）へ行き、国民年金の加入手続を行った。その直後に母親と区役所へ行った際、窓口の職員から、申立期間の国民年金保険料が未納であることを指摘されたので、その場で保険料を納付した。私の年金手帳には、資格取得日が平成12年8月21日と記載され、二重線で訂正されている。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が20歳に達する前の期間であり、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

また、申立人は、平成13年10月ごろ、国民年金の加入手続を行った直後に母親と一緒に区役所へ行き、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた区では、申立期間に係る過年度保険料の収納業務は行っていなかったことから、申立内容と合致しない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から49年3月まで

私の国民年金については、母親が昭和42年12月ごろ市役所で加入手続を行ったはずである。

加入手続後の国民年金保険料納付についても、母親が私と父親の分を一緒に集金人に納付していたはずである。申立期間において、母親の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月ごろに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界していることから国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和49年9月に発行されており、当該手帳に記載された記号番号は申立人の弟と連番で払い出されていること、及び申立人の弟の国民年金保険料の納付が同年4月からと申立人と同一になっていることから、申立人の母親は、同年9月前後に申立人と申立人の弟を同時に国民年金に加入させ、保険料についても集金人に納付可能な同年4月分にさかのぼって納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の前後を通じて転居したことのない申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年9月までの期間及び49年2月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年9月まで
② 昭和49年2月から50年3月まで

私は、昭和37年に国民年金に任意加入して以来、途切れることなく国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

申立期間②の国民年金保険料は、当時、勤務していた会社と取引関係のあった金融機関の営業担当者に納付書を渡して、国民健康保険料と一緒に納付してもらっていたと思う。申立期間②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和37年に、国民年金に任意加入して以来、途切れることなく国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人は、申立期間①当時の保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び保険料額についての記憶がないことから、申立期間①当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「申立期間①直前の昭和47年3月及び申立期間①中の48年9月に転居したが、国民年金の住所変更手続を行った記憶はない。」と述べている上、申立人が所持する国民年金手帳にも、申立人が、住所変更手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、当時、申立人が勤務していた会社と取引関係のあった金融機関の営業担当者に納付書を渡して、申立期間②の国民年金保険料と国民健康保険料と一緒に納付してもらっていたと思うと

主張しているが、当該金融機関では、その当時、営業担当者が取引先の社員の保険料を預かって納付していたかどうかは確認ができないとしていることから、申立期間②当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間②は、納付済みとされている申立期間②直後の昭和 50 年 4 月の時点においては、過年度納付により、国民年金保険料を納付することが可能な期間ではあるが、申立人は、申立期間②の保険料をさかのぼって納付した記憶はないと述べている。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3656 (事案 646 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から53年6月まで

私は、厚生年金保険に加入した昭和53年8月ごろに、母親から、「20歳からの国民年金保険料をすべて納付したから安心しなさい。」と言われたことをはっきりと憶えている。

私の年金手帳には、国民年金の被保険者となった日の欄に20歳に達した日の日付が書かれていることから、申立期間の保険料を納付しているはずである。

私は、母親が話したことを信じているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その母親も既に他界しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である上、申立人に国民年金手帳記号番号が交付された当時は、特例納付の実施時期ではなく、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者となった日の欄に、申立人が20歳に達した日の日付が記載されていることから、申立人の母親が、申立人の20歳のときからの国民年金保険料をさかのぼって全額納付したと主張するが、この日は、国民年金の

被保険者資格を取得した日であって、加入手続の時期にかかわらず、原則として強制加入期間の初日までさかのぼることとされており、保険料納付の始期を特定するものではないため、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年12月までの期間、45年4月から49年3月までの期間、50年4月から51年3月までの期間及び51年7月から平成8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年12月まで
② 昭和45年4月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から51年3月まで
④ 昭和51年7月から平成8年3月まで

昭和43年ごろに、私の父親が、役場で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、大半の期間は親族や知人が納付していたはずである。納付金額や納付場所等をはっきりと憶えていないが、私が納付していた時期もあったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろに、その父親が国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、親族や知人が納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の大半について国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする、申立人の父親、元妻及び弟は既に他界している上、生存する姉は、申立期間の保険料の納付時期、納付方法等の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は4回で合計306か月に及び、かつ、申立期間は8か所の行政区域にまたがっており、これだけの長期間に渡る事務処理を多数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 11 月ごろ、夫婦一緒に市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、職員から国民年金保険料を「さかのぼって払える」と聞いたので、後日、市役所で妻が、夫婦二人分の保険料をさかのぼれるところまで納付した。私たち夫婦は、申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 11 月ごろ、国民年金の加入手続を行い、後日、第 3 回特例納付によって夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年同月時点では、申立期間の保険料を第 3 回特例納付により納付することが可能な時期であったが、申立人夫婦が納付する申立期間の保険料の合計は、高額となるにもかかわらず、その納付金額をまったく憶えていないと述べている上、納付時期、納付方法等の具体的状況が不明であり、納付したとする期間の始期及び終期の記憶も曖昧である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料について一緒に納付したとするその妻についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3659

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 11 月ごろ、夫婦一緒に市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、職員から国民年金保険料を「さかのぼって払える」と聞いたので、後日、市役所で私が、夫婦二人分の保険料をさかのぼれるところまで納付した。私たち夫婦は、申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 11 月ごろ、国民年金の加入手続を行い、後日、第 3 回特例納付によって夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年同月時点では、申立期間の保険料を第 3 回特例納付により納付することが可能な時期であったが、申立人夫婦が納付する申立期間の保険料の合計は、高額となるにもかかわらず、その納付金額をまったく憶えていないと述べている上、納付時期、納付方法等の具体的状況が不明であり、納付したとする期間の始期及び終期の記憶も曖昧である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料について一緒に納付したとするその夫についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年3月まで

私が、昭和44年12月に自営業を始め2、3か月経ったところに、義父が、私と妻の国民年金の加入手続を市役所で行った。その後、納付書が届いたので、妻が、店に来ていた金融機関の営業の人に夫婦二人分の国民年金保険料を渡して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月に自営業を始め2、3か月経ったところに、申立人の義父が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の義父は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の資格取得時期が昭和44年12月であることから、この時期に、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、この時期から、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているが、この資格取得時期は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及^{そきゅう}することから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和52年3月ごろであると推認され、その時点では申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年3月まで

夫が、昭和44年12月に自営業を始め2、3か月経ったところに、父親が、私と夫の国民年金の加入手続を市役所で行った。その後、納付書が届いたので、私が、店に来ていた金融機関の営業の人に夫婦二人分の国民年金保険料を渡して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和44年12月に自営業を始め2、3か月経ったところに、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の資格取得時期が昭和44年12月であることから、この時期に、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、この時期から、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているが、この資格取得時期は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和52年3月ごろであると推認され、その時点では申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年10月まで

私は、結婚を契機に夫から国民年金の加入を勧められ、夫が私の加入手続を役場で行った。国民年金保険料については、夫が現金により役場で納付していた。夫が私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立人の加入手続を行った時の状況及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和50年11月に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その時点では、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月及び同年5月

私は、昭和62年3月に会社を退職し、健康保険を脱退したため、同年4月ごろに、市役所で国民健康保険の加入手続を行い、その際、国民年金の加入手続も行った。申立期間の国民年金保険料は、市役所で納付書に現金を添えて納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、加入手続時に年金手帳の交付を受けたかどうかの記憶がなく、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳には、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月まで

私は、申立期間当時、国民健康保険に加入していたことは間違いなく、国民健康保険に加入した時に、役所の人に勧められたため国民年金の加入手続も行ったはずである。ねんきん特別便では、申立期間について、妻は国民年金に加入していたとされているにもかかわらず、私は国民年金に加入しておらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険に加入していたことは確かであることから、当該加入手続時に勧められた国民年金にも当然加入し、保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人及びその妻から具体的な供述が得られないことから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対しては申立期間の前後を通じて国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立人の妻は、昭和 51 年 4 月に国民年金に初めて加入し、61 年 4 月になって、36 年 4 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得した旨の記録訂正が行われていることから、申立期間当時においては申立人及び申立人の妻は、いずれも国民年金に加入していなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

私が学生だった20歳のころ、区役所から国民年金の加入勧奨の通知が届いたので、郵送により国民年金加入手続と免除申請手続を一緒に行ったはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生だった20歳のころ、区役所から加入勧奨の通知が届き、郵送により国民年金の加入手続と免除申請手続を一緒に行ったと主張しているが、免除申請の手続を行うためには、その前に国民年金の加入手続を行う必要があり、国民年金加入手続と免除申請手続を同時に行うことはできないことから申立内容と合致しない。

また、国民年金の免除申請手続を行った際には、申請者に対して承認又は却下の通知が行われているところ、申立人は、申立期間の免除申請に関して、承認又は却下の通知を受けた記憶はないと述べている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金保険料の免除申請を行うことはできない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（日記、メモ等）が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 6 日から 37 年 6 月 6 日まで
② 昭和 37 年 8 月 25 日から 38 年 6 月 25 日まで
③ 昭和 53 年 11 月 2 日から同年 12 月 26 日まで

私は、A社に昭和 36 年 6 月 2 日から 37 年 6 月 6 日まで勤務していたが、36 年 6 月 6 日から 37 年 6 月 6 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社（現在は、D社）に同年 8 月 1 日から 38 年 6 月 25 日まで勤務していたが、37 年 8 月 25 日から 38 年 6 月 25 日までの記録が無い。さらに、C社に勤務していた期間の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げたA社の上司及び同僚4名のうち3名は連絡先が不明のため申立てに係る証言は得られず、1名についても申立人を記憶しているものの在籍期間は不明としており、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる19名のうち、回答があった12名は申立人を記憶しておらず同社での当該期間における申立人の勤務実態を確認できない。

また、商業登記簿謄本から、A社は昭和 58 年 5 月 31 日に解散していることが確認でき、同社の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 36 年 6 月 6 日から 37 年 6 月 6 日までの期間に申立人の名前は無く、健康

保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人が名前を挙げたB社の上司及び同僚4名のうち1名は死亡しており、2名は連絡先が不明で1名についても申立人を記憶していないとしており、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる15名のうち、回答があった9名は申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、D社は当該期間当時の資料は保管していないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和37年8月25日から38年6月25日までの期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、C社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同僚の連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態を確認できない。

また、商業登記簿謄本からC社は平成14年3月7日に破産終結している上、元事業主へ申立てに係る照会を行ったが回答が得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認をすることはできない。

さらに、オンライン記録により、申立人は申立期間③当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 1 月 5 日まで

私は、大学卒業後の昭和 53 年 4 月にA社に事務員として入社し、同時に健康保険被保険者証を受け取っているが、厚生年金保険の被保険者記録では、56 年 1 月 5 日からの 1 か月しか加入していないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和55年11月1日から56年1月5日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に在籍していたことが確認できる。

また、申立期間のうち53年4月から55年10月31日までの期間について、同僚の証言並びに申立人の申立期間当時の同僚及び業務内容についての詳細な記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 56 年 1 月 5 日）は、申立人の厚生年金基金加入員台帳、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日の約 2 か月前の昭和 55 年 11 月 1 日であるところ、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 2 名（運転手）は、雇用保険の被保険者資格取得日が厚生年金保険の資格取得日の 4、5 か月前となっていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた事務員の同僚 2 名については、所在が確認できず、証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除をうかがえる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 10 日から 30 年 9 月 10 日まで
ねんきん特別便で、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無かった。私は、定時制高校に通いながら雑役の業務に従事していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での仕事の内容を詳細に記憶していることから、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「A社では入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、上記同僚のうち1名は、「私は、同社に入社して、3年間の見習期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、同社では、入社後、すぐには、厚生年金保険には加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

また、申立人が覚えていた定時高校生の同僚にも厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A社の元事業主は、申立人の名前を覚えておらず、申立期間当時の社会保険に関する書類は保管していないとしていることから、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認できない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 22 日から 35 年 10 月 22 日まで
② 昭和 35 年 10 月 26 日から 37 年 1 月 29 日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録の確認をしたところ、A社及びB社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

脱退手当金を受給した覚えがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 40 年 10 月まで

A社を親会社とするB社又はC社という社名で、機械の製造及び販売をしていた会社の営業所に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社又はC社に勤務していたと述べているところ、A社は、機械の製造及び販売をしていた会社はC社だったと回答していることから、申立てに係る事業所はC社であったと考えられる。

申立人は、申立期間において、D営業所及びE営業所に勤務していたと述べているが、C社のD営業所及びE営業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C社は、F県において適用事業所となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の加入記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、上記の被保険者名簿から、複数名に照会したものの、回答のあった者はすべて、F県で勤務していたとしており、営業所に勤務していたとする者を確認することができなかった。

加えて、A社は、合併前のC社の資料は残っていないとしている上、申立人は同僚の名前についての記憶が無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の

控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月1日から45年4月26日までの期間及び同年5月1日から59年3月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和59年3月31日から60年2月までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月1日から45年4月26日まで
② 昭和45年5月1日から59年3月31日まで
③ 昭和59年3月31日から60年2月まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社及び代表取締役としてB社に勤務していた時の標準報酬月額が、当時の給与の額より低く、かつ、B社での厚生年金保険の被保険者期間が昭和59年2月までとなっているが、同年3月から60年2月までの保険料も控除されているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和41年11月から42年7月までは2万円、同年8月から45年3月までは3万9,000円となっており、さかのぼった訂正等の不自然な処理の形跡は見当たらない。

また、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除がされていたことを確認できる資料を所持しておらず、事業主から申立人が主張する報酬額7万円に見合う報酬月額の届出がされたことを確認することもできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控

除を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和45年5月から51年6月までは3万9,000円、同年7月から59年2月までは10万4,000円となっており、さかのぼった訂正等の不自然な処理の形跡は見当たらない。

また、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除がされていたことを確認できる資料を所持しておらず、事業主から申立人が主張する報酬額に見合う報酬月額の届出がされたことを確認する事もできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、オンライン記録ではB社は昭和59年3月31日付けで適用事業所でなくなっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書や賃金台帳等の関連資料を所持していない。

なお、申立人は厚生年金保険料を納付した約束手形の控えを保管しており、同控えに「昭和59年3月から60年2月まで利子含」と記載されていることから、B社は当該期間の厚生年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、「当時同社の代表取締役であり、厚生年金保険料の滞納もあった。」と述べており、その他の事情も考えあわせると、当該約束手形は、延滞していた社会保険料及びその保険料の延滞金を支払うために振り出されたものとするのが自然である。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 16 日から同年 8 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社（現在は、B社）には昭和 43 年 8 月 10 日から 44 年 8 月 20 日まで勤務していたにもかかわらず、同年 4 月 16 日から退職するまでの厚生年金保険の記録が無いとの回答を得た。当該欠落期間について調査の上、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人が記憶し、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録のある元同僚 10 名から聴取したところ、申立人の退職時期を記憶する者がおらず、B社は、申立期間当時の資料を保管していないと回答しているため、申立人のA社での勤務状況や厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、申立人の元同僚の1名は、A社では、申立期間当時、7月下旬辺りに賞与の基準日があり、当該基準日まで勤務していた場合、賞与が支給されていたと証言しているが、申立人は、退職するころに賞与を支給された記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 20 日から 34 年 3 月 25 日まで
A 社（現在は、D 社）で勤務していた昭和 31 年 3 月 20 日から 34 年 3 月 25 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当時は、同社の請負先の B 社 C 工場で働いていた。

申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、A 社には試用期間があったと供述している上、申立期間について、上記の同僚及び同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に名前のある元社員 22 名に照会を行ったところ、回答のあった 17 名のうち、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、入社日と同日の者は 3 名、入社日から 6 か月後の者は 1 名、7 か月から 1 年後の者は 2 名、1 年から 2 年後の者は 1 名、2 年を超える者は 2 名いるほか、複数の期間勤務したものの一部の期間が被保険者期間となっていないとする者がいることから、同社では厚生年金保険について従業員ごとに異なる取扱いをしていたものと考えられる。

また、申立期間において、上記の被保険者名簿を調査したところ、申立人の氏名は無く、被保険者資格を取得した者の健康保険番号に欠番及び重複等も見られない。

さらに、D 社は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保存期間経過のため保管していないと回答している。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月21日から28年2月1日まで
私は、昭和27年11月16日にA社に入社し、見習期間を経て、同年12月21日から48年3月20日に同社を退社するまで厚生年金保険に加入していたはずだが、27年12月21日から28年2月1日までの記録が無い。

私の同僚は皆入社1か月後に厚生年金保険に加入しており、私だけ3か月後に加入したとされるのは納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、昭和27年12月15日から48年3月20日までA社において勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚3名は、A社に入社後、約3か月の試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと述べているところ、このうち2名はオンライン記録により、その記憶する入社日から3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚2名に照会したところ、1名は試用期間については記憶が無いとしているが、その記憶する入社日から約2か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は平成7年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況や保険料の控除について確認することはでき

ない。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書等を所持しておらず、そのほか申立人の厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から同年 12 月 11 日まで
私は、昭和 36 年 7 月 1 日から同年 12 月 10 日までA社の本社工場で
3、4人のグループの中で仕事をしていたが、この期間の厚生年金保険
の加入記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の工場での作業内容や事業所の様子などを詳しく記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間と同時期にA社において被保険者記録のある20名に試用期間の有無について確認したところ、回答のあった14名のうち10名は6か月前後の試用期間があったと証言している。

さらに、A社における厚生年金保険の取扱いについて、申立期間当時の社会保険事務担当者に確認したところ、同社では、入社と同時に加入手続をせず、6か月程度の試用経過後に、従業員を厚生年金保険に加入させていたと回答している。

また、A社は、当時の工場入社簿に申立人の氏名は無い、と回答している上、申立人は上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人を同社に紹介した者についても同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないため、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 11 日から 34 年 4 月 1 日まで
私は、A社において仕事をしていた。厚生年金保険の記録では、同社において昭和 26 年 5 月 2 日から 33 年 11 月 11 日まで、B社において 34 年 4 月 1 日から 35 年 6 月 20 日まで加入したことになる。しかし、A社は途中でB社に名称変更したが、同一会社であるため、継続して厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び申立人が保管する昭和 34 年 3 月 5 日付けのB社の身分証明書から、申立人が申立期間にA社又はB社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人は、「A社は途中でB社に名称変更したが、同一会社であった。」と述べているが、「A社内でもめ事があり、事業主と複数の従業員が同社を追い出された。その後、別の場所を借りて事業主及び事業主と行動を共にしていた者と仕事をしていた。」旨の供述もしている上、商業登記簿謄本によると、B社は 34 年 3 月 5 日に設立されていることが確認できることから、A社とB社が同一の会社であったとは考え難い。

また、B社は、昭和 34 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、同社は適用事業所となっていないところ、A社における資格喪失日及びB社における資格取得日のいずれも申立人と同日になっている者が 47 名いることが確認でき、このうち 1 名は、「B社から昭和 34 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となる説明を受け

た。」旨を供述している。

さらに、申立人は昭和 33 年 11 月 11 日に A 社における被保険者資格を喪失しているところ、事業主の同社における資格喪失日は申立人と同日である上、上記の 47 名のうち 3 名は、「私の A 社における勤務期間と厚生年金保険の記録は一致している。」と供述している。

加えて、A 社は昭和 40 年 7 月 5 日に、B 社は 35 年 6 月 20 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間における両社の取締役も死亡又は連絡先不明のため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月ごろから33年5月1日まで
② 昭和34年6月10日から36年4月ごろまで

私は、昭和32年5月ごろにA社に入社し、私が設立したB社において厚生年金保険に加入した36年5月1日の1、2か月ほど前まで継続して勤務していたはずである。申立期間①及び②を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において申立人と同様の仕事をしていた同僚は、「私は、昭和32年10月ごろから同社に勤務していたが、入社時、申立人は既に勤務していた。」と供述していることから、当該期間に申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年5月1日であり、同社は、当該期間においては適用事業所になっていなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から勤務し、同社の新規適用時に資格を取得している同僚は、「会社から厚生年金保険の加入について説明は受けなかったが、私が厚生年金保険に加入したのは昭和33年5月1日であることは認識していた。」旨を供述している。

さらに、A社の元代表取締役は、当該期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては不明と回答している。

申立期間②について、申立人に誘われA社から申立人が設立したB社に移ったと述べている同僚は、「B社に移るため、昭和35年1月6日にA社を辞めた。申立人は私より先に同僚数人と共に同社を辞めている。」

と供述しているところ、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、B社で資格を取得している6名のうち当該同僚を除く5名が、申立人と同じ34年6月10日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社は昭和53年5月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の元代表取締役は、申立人の申立期間に係る人事記録、賃金台帳などの関連資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 25 日から 35 年 5 月 1 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社からB社に転職した際の被保険者記録が無い。

私は、当時、B社に勤めていた兄の紹介で同社に入社することになり、転職先が決まっていたので、同社に入社する前月の給与計算締切日までA社で働いた。退職後4、5日程度でB社に入社したことから、A社からB社に転職する際に、約8か月の空白が有るのはおかしい。申立期間はおそらくA社で勤務していた期間だと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録のある者7名に対して、同社における申立人の勤務実態について照会したところ、回答のあった3名のうち2名は「申立人は申立期間に同社で勤務していなかったと思う。」と供述しており、1名は「申立人は34年9月ごろに同社を退職していると記憶している。」と供述している。

また、B社は、昭和35年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同日に同社において被保険者資格を取得した者12名に対して申立人の勤務実態について照会したところ、回答のあった3名は「申立人は35年5月1日以前から同社で勤務していた。」と供述している上、そのうち1名は「申立人が34年9月に同社に入社してきたことを記憶している。」と供述している。

これらのことから、申立人は申立期間においてB社に勤務していたことが認められるが、上述のとおり、同社は、昭和35年5月1日に厚生年金

保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になっていない。

また、上記の複数のB社での同僚は、同社が厚生年金保険の適用前から同社で勤務している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
昭和 34 年 3 月に中学校を卒業した後、家の都合で、住居近くの A 社に同年 6 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の記録では、35 年 10 月 1 日から加入となっているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人と同日に A 社で被保険者資格を取得している同僚は「私は昭和 34 年 6 月に入社したと記憶している。最初のうちは見習期間であったので厚生年金保険に加入していないのだと思う。」旨の供述をしている。

また、別の同僚は「数箇月間の見習期間があり、私はその期間厚生年金保険に加入していない。また、A 社には、アルバイトもいて、全員が正社員であったわけではない。」旨の供述をしている。

さらに、申立期間において、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査したところ、申立人の氏名は無く、被保険者資格を取得した者の健康保険番号に欠番及び重複等も見られない。

加えて、A 社は、昭和 41 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 5 年 8 月 1 日から現在まで、継続して A 社に勤務している。入社時から保険料を徴収されているにもかかわらず、被保険者記録照会回答票では、同年 10 月 1 日付けで資格を取得している。保険料控除を証明する給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の人事台帳から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の人事台帳には、平成 5 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は申立人が見習社員であった旨が記載されているところ、厚生年金保険の取扱いについて、当時の社会保険関係の事務担当者は、「当時は中途採用の見習期間については厚生年金保険に加入させておらず、保険料控除も行っていない。」と述べている。

また、上記の人事台帳において入社時に見習社員であったことが確認できる複数の者は、見習期間は厚生年金保険の被保険者期間になっていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から20年6月まで

昭和18年4月に旧制中学校の夜間部に入学し、同時に昼間はA海軍B部に就職し、申立期間について継続して勤務していた。

当時の給料は60円であったが、母親に渡していたので内訳の詳細は不明であるが、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局発行の履歴書により、申立人は、昭和18年4月1日から20年3月1日までの期間について、海軍備人^{ようじん}としてA海軍B部に勤務していたと認められる。

しかし、申立期間においてA海軍B部は労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A海軍B部は、労働者年金保険法及び当時の厚生年金保険法において、その適用を受ける事業所には該当しない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 16 日から 48 年 1 月 15 日まで
私は、昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 1 月 15 日ごろまでA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では 47 年 4 月 16 日に辞めたことになっている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された勤務記録カードの写しから、申立人は昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 1 月 11 日まで、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は「試用期間の制度があり、申立人は試用期間中は臨時補充員であったため、厚生年金保険に加入していたが、昭和 47 年 4 月 16 日から、臨時補充員から職員となったためB共済組合へ加入している。」と回答しているところ、B共済組合連合会から提出された年金加入申立期間確認通知書によると、申立人のB共済年金の加入期間は昭和 47 年 4 月末日から 48 年 1 月初日までと記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 3 月 8 日まで
平成 21 年に社会保険事務所（当時）の職員が来て、私の A 社での標準報酬月額が減額されていることを知った。申立期間当時、私は 80 万円ぐらいの報酬をもらっており、標準報酬月額の変更届を出した記憶も、届出を指示した記憶も無い。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 6 年 8 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 2 月までは 50 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7 年 3 月 8 日）の後の同年 3 月 20 日付けで、さかのぼって 26 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A 社の商業登記簿謄本において、申立人は、昭和 57 年 12 月から平成 9 年 3 月まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務担当であった妻への照会を希望しておらず、事情を聴取することができないが、「社会保険事務については妻に任せていた。経営が苦しかったので、妻が報酬を引き下げたかもしれない。」と供述しており、その他の事情を含めると、厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として、申立人が当該標準報酬月額の減額について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）から A 社における申立期間の標準報酬月額が 30 万円から 9 万 2,000 円に訂正されているということを聞いた。当時の報酬額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成 2 年 9 月から 4 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 10 年 5 月までは 9 万 8,000 円と記録していたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 6 月 30 日より後の同年 8 月 24 日付けで、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 10 年 8 月 24 日当時、A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが申立人の供述及び商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「当時、社会保険料の滞納があり、経営状況も良くなかった。滞納していた保険料のことで社会保険事務所に赴いたことがある。代表者印は私が管理していた。」と供述していることから、厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として、当該標準報酬月額の減額について関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月から 32 年 4 月まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。申立期間は長兄の紹介で次兄と一緒にA社に勤務していた。当該期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、複数の同僚から、「申立人の兄は覚えているが、申立人を含む第2人については記憶が無い。」と述べており、申立人の勤務期間を特定できない。

また、申立人をA社に紹介した兄は、「第2人を同社に紹介した。勤務期間ははっきり覚えていない。長くはいなかったようだ。私の厚生年金保険は、見習期間の後、加入していたと思う。」と供述している。

さらに、当時のA社の事業主は、「会社の就業規則では見習期間6か月の後、適正、能力、人物を判断の上、雇員（正社員）としていた。厚生年金保険は正社員になると同時に加入していた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。